



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月9日金曜日 第2156号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の解散.....	300
救急病院の協力申出.....	300
医師の指定.....	300
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	301
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	302
廃川敷地等の発生.....	303
基本測量の終了の通知（3件）.....	303
県営住宅の家賃の収納事務の委託.....	303
落札者等の告示.....	303
道路の供用開始（県道上分三島線）.....	304
土地改良区役員就退任の届出.....	304
道路の区域変更（県道五百木立山線）.....	304

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....	305
--------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第437号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
大洲市・内子町山林管理組合
- 2 組合の事務所の位置
大洲市大洲690番地の1
- 3 組合の解散年月日
平成22年3月31日

○愛媛県告示第436号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	平成25年 3月31日 まで
平成脳神経外科 病院	松山市北井門町二丁目7 番28号	医療法人松山平成会	平成25年 3月31日 まで
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番 27号	独立行政法人労働者健康福祉機構	平成25年 3月31日 まで
西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目 246番地1	西予市	平成25年 3月31日 まで
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53 番地	西予市	平成25年 3月31日 まで
愛媛県立南宇和 病院	南宇和郡愛南町城辺甲24 33番地1	愛媛県	平成25年 3月31日 まで

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
平衡・音声・言語・そしゃく・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	リハビリテーション科・小児科	旭川荘南愛媛病院	堀内伊作	北宇和郡鬼北町大字永野市1607	平成 22年4月1日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	阿部雅則	東温市志津川	〃
〃	内 科	〃	広岡昌史	〃	〃
〃	〃	〃	眞柴寿枝	〃	〃
〃	〃	〃	徳本良雄	〃	〃
〃	〃	〃	恩地森一	〃	〃
〃	〃	〃	日浅陽一	〃	〃

"	"	"	小 西 一 郎	"	"
"	肝臓外科・移植外科	"	藤 山 泰 二	"	"
"	"	"	高 田 泰 次	"	"
"	肝 臓 外 科	"	渡 邊 常 太	"	"
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	"	大木元 明 義	"	"
肝 臓 機 能 障 害	外 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	常 光 謙 輔	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	"
"	内 科	"	岡 田 眞 一	"	"
"	外 科	"	黒 河 達 雄	"	"
"	"	"	石 井 博	"	"
"	内 科	"	南 尚 佳	"	"
"	"	"	岡 清 仁	"	"
"	外 科	"	坂 川 太 一	"	"
"	"	"	小 橋 研 太	"	"
"	内 科	"	山 上 隆 司	"	"
"	"	"	大 森 拓 朗	"	"
"	"	"	星 加 輝 久	"	"
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	整形外科・内科・外科	伊方町国民健康保険 瀬戸診療所	村 上 聡	西宇和郡伊方町三机乙2587	"
肝 臓 機 能 障 害	内 科	市 立 大 洲 病 院	谷 口 嘉 康	大洲市西大洲字ヤスバ甲570	"
"	"	"	中 西 公 王	"	"
"	"	"	今 峰 聡	"	"
"	"	"	佐 野 正 浩	"	"
"	"	"	小 幡 善 保	"	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	白 石 病 院	竹 葉 淳	今治市松本町1 - 5 - 9	"
肝 臓 機 能 障 害	内 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会今治病院	大 本 昌 樹	今治市喜田村7丁目1番6号	"
"	"	"	山 内 一 彦	"	"
"	"	"	湯 山 晋	"	"
肢 体 不 自 由	"	医療法人厚仁会波方 中央病院	東 條 雅 晴	今治市波方町樋口甲1683番地1	"

○愛媛県告示第438号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	肝臓移植に関する医療（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日

○愛媛県告示第439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
チェリー薬局宮西店	新居浜市宮西町1番10号	有限会社チェリー薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日
有限会社ひろ調剤薬局横河原店	東温市横河原180-1	有限会社ひろ調剤薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日
おれんじ薬局	南宇和郡愛南町城辺甲8番地2	株式会社マツモトファーマシー	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日
エンゼル薬局上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	株式会社エンゼル	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日
衛生堂薬局四国中央店	四国中央市川之江町字枯木2324番1	株式会社衛生堂	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日
まるん薬局	大洲市徳森1990番地1	有限会社ケンシンファーマシー	薬局（育成医療・更生医療）	平成22年4月1日

○愛媛県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュバリュー上分店
四国中央市上分町字岸之上441番1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイ
四国中央市金生町下分1349番地1
代表取締役 後藤 隆彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイ
四国中央市金生町下分1349番地1
代表取締役 後藤 隆彦
堤製パン株式会社
四国中央市三島宮川四丁目10番54号
代表取締役 堤 敏朗
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年12月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,601.88平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

72台

イ 駐輪場の収容台数

50台

ウ 荷さばき施設の面積

115平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

84.98立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成22年3月24日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部

産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第441号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

一級河川肱川水系出石川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成22年 4月 9日

3 廃川敷地等の位置

左岸 大洲市柴甲208番2地先から

大洲市柴乙6番地2地先まで

右岸 大洲市柴甲211番地4地先から

大洲市八多喜町甲2832番3地先まで

左岸 大洲市八多喜町甲3198番2地先から

大洲市柴甲208番2地先まで

右岸 大洲市柴甲211番地2地先から

大洲市柴甲211番4地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。) 562.5平方メートル

○愛媛県告示第442号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量(地理識別子整備業務)

2 作業期間 平成21年 9月28日から

平成22年 3月26日まで

3 作業地域 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、四国中央市

○愛媛県告示第443号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量(基本重力測量)

2 作業期間 平成21年 5月18日から

平成22年 3月18日まで

3 作業地域 宇和島市

○愛媛県告示第444号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量(基準点現況調査)

2 作業期間 平成21年 9月17日から

平成22年 3月19日まで

3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第445号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

○愛媛県告示第446号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油(免税・JIS-K2204 2号) 100リットル当たりの単価 約420.0 00リットル	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年 3月24日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	7,140円	一般競争入札	平成22年 2月 2日

○愛媛県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上分三島線	四国中央市妻鳥町字上三本木1731番4	平成22年 4 月 9 日

○愛媛県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 4 月 9 日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	菊 池 耕 治	八幡浜市日土町 2 番耕地167番地 1
"	佐々木 貴 徳	八幡浜市日土町 7 番耕地2433番地
"	菊 池 眞 策	八幡浜市松柏乙557番地 1
"	上 田 憲 二	八幡浜市川上町上泊甲646番地 1
"	中 田 久 義	八幡浜市川上町白石乙393番地 5
"	井 上 憲 久	八幡浜市国木209番地
"	平 田 壽	八幡浜市八代122番地 5
"	西 川 浩 二	八幡浜市横平乙201番地 2
"	清 水 平 衛	八幡浜市向灘2184番地
"	中 村 文 彦	八幡浜市向灘1207番地
"	坂 本 幸 一	八幡浜市高野地849番地
"	田 中 清 典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井 3 番耕地712番地 2
"	上 杉 洋 治	八幡浜市真網代丙436番地
"	米 花 成 喜	八幡浜市会田680番地
"	毛 利 英 二	八幡浜市舌間 2 番耕地1029番地
"	橋 本 顕 治	八幡浜市若山 1 番耕地245番地 1

監事	井 上 憲 次	八幡浜市若山 3 番耕地544番地 1
"	菊 池 諭	八幡浜市郷 3 番耕地383番地
"	矢 野 辰 夫	八幡浜市川上町川名津甲675番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	和 家 糸 則	八幡浜市真網代丙257番地
"	橋 本 誠 士	八幡浜市真網代丙208番地
"	岩 切 優 憲	八幡浜市向灘1768番地
"	平 田 壽	八幡浜市八代122番地 5
"	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井 3 番耕地705番地
"	田 原 晃	八幡浜市川上町上泊甲655番地
"	井 上 宗三郎	八幡浜市大平 2 番耕地661番地 1
"	菊 池 耕 治	八幡浜市日土町 2 番耕地167番地 1
"	田 中 治 志	八幡浜市川上町川名津甲913番地
"	井 上 憲 久	八幡浜市国木209番地
"	西 川 雄 二	八幡浜市会田641番地
"	岡 善 男	八幡浜市郷 2 番耕地308番地
"	中 村 文 彦	八幡浜市向灘1207番地
"	佐々木 貴 徳	八幡浜市日土町 7 番耕地2433番地
"	西 川 浩 二	八幡浜市横平乙201番地 2
"	矢 野 彰	八幡浜市舌間 2 番耕地1288番地 2
監事	堀 川 福 一	八幡浜市川上町白石乙366番地 4
"	井 上 憲 次	八幡浜市若山 3 番耕地544番地 1
"	菊 池 眞 策	八幡浜市松柏乙557番地 1

○愛媛県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県道	五百木立山線	喜多郡内子町立山5048番 3 から 同町立山5051番10まで	旧	メートル 10.8~24.8	キロメートル 0.080	
			新	18.0~31.5	0.080	

監 査 公 表

○公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年4月9日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成21年7月23日、 平成21年7月27日
<p>（監査の結果）</p> <p>需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（4,914円分）が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例（38,535円分）が認められた。</p> <p>（措置の内容）</p> <p>会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、物品購入の際には、発注した担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成21年7月23日、 平成21年7月24日、 平成21年7月27日
<p>（監査の結果）</p> <p>1 職員（1名）の住居手当について、支給の終了を決定していたにもかかわらず支給したため、21,500円（平成21年3月分）が過支給となっていた。</p> <p>2 旧新居浜保健サービスステーションから排出された産業廃棄物（レントゲン装置）の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業務の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業務の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。</p> <p>3 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（5,806円分）が認められた。 （西条保健所）</p> <p>4 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（13,500円分）が認められた。 （今治保健所）</p> <p>（措置の内容）</p> <p>1 過支給については、平成21年6月19日に戻入手続済みである。 今後は、厳格な認定及び確認処理に努めたい。</p> <p>2 今後は、契約を締結する際には、選定業者の適格性の検討はもとより、愛媛県会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>3 会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、物品購入の際には、発注した担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。 （西条保健所）</p> <p>4 会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、物品</p>	

購入の際には、発注した担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。

なお、不適正な経理により取得した備品簿外品については、備品管理簿に記載の上、適正に管理することとした。（今治保健所）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 四 国 中 央 保 健 所	平成21年7月24日
<p>（監査の結果）</p> <p>需用費の執行において、正規の会計処理を行わないまま取引業者に随時物品を納入させ、後日、納入させた物品とは異なる会計書類を作成し、それらの費用を一括して支払う不適正な経理処理（137,046円分）が認められた。</p> <p>（措置の内容）</p> <p>会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、正規の会計処理が確実に行われるよう、物品購入の際には、担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成21年7月23日、 平成21年7月27日
<p>（監査の結果）</p> <p>1 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させたほか、それとは異なる物品の修繕に差し替えた不適正な経理処理（39,521円分）が認められた。（産業振興課）</p> <p>2 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金（14,364円）が認められた。</p> <p>3 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（20,453円分）が認められた。 （今治支局森林林業課）</p> <p>（措置の内容）</p> <p>1 会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、物品購入の際には、発注した担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。（産業振興課）</p> <p>2 当該預け金については、誤払いがあった際に会計上の手続（戻入）を行わないまま放置したものであったが、平成21年10月28日に納入済みである。 今後は、会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、発注した担当職員より上位の職員が実施確認し、再発防止に努めたい。</p> <p>3 会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、物品購入の際には、発注した担当職員より上位の職員が実施確認することとし、再発防止に努めたい。（今治支局森林林業課）</p>	